官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令（経済産業六六）　一
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府一二七）　三
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三九二）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一四八八～一四九五）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業一四八）　五
○信号符字を点附した件　五
（国土交通九二三）
○信号符字を取り消した件（同九二四）　五
○船舶国籍証書を無効とした件（同九二五）　五
○船舶国籍証書が無効となった件（同九二六）　六
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（同九二七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局七六）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一一三）　七
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一五六）　七
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　会計検査院　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一一）　八
〔公　告〕
諸事項　八
官庁
農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　二九
会社その他　三〇

省令

経済産業省令第六十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）を実施するため、輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第一条　輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電子情報処理組織を使用した許可の手続等）	（電子情報処理組織を使用した許可の手続等）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。	3　経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項の入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行つた日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該入力に係る事実を証する書類を提出させることができる。
4　（略）	4　（略）
5　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあった場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。	5　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。
（申請者の届出）	（申請者の届出）
第一条の三　前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。	**第一条の三**　前条第一項に規定する入力は、別表第六で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。